



鹿嶋市告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画ごみ焼却場を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年9月16日

鹿嶋市長 錦 織 孝



- 1 都市計画の種類  
ごみ焼却場1号 大野・大洋環境組合ごみ焼却場
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
ア 削除する部分  
鹿嶋市大字志崎字北割原の一部
- 3 都市計画の縦覧場所  
鹿嶋市役所都市整備部都市計画課  
住所：茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1  
電話：0299-82-2911（内線413・414）

鹿島臨海都市計画 ごみ焼却場の変更  
(鹿嶋市決定)

令和2年度  
鹿嶋市

# 鹿島臨海都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設） の変更（鹿嶋市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中 1 号大野・大洋環境組合ごみ焼却場を廃止する。

## 理由

鹿嶋市ごみ処理場が代替施設として整備され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃止となった大野・大洋環境組合ごみ焼却場跡地の利活用を図ることとなったため、都市計画の廃止を行うものである。

